

第二十六回
參議院大藏委員會會議錄

昭和三十二年三月一日(金曜日)午後
時三十三分開会

出席者は左の通り

理事

木内 四郎君

○関税率法の一部を改正する法律案
（内閣送付、予備審査）
○関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

の記載金高が区別して記載していないために、税率の適用について明確でないものがござりますから、これを今回これに対する課税の規定を整備いたしました。これが第二点でございます。

手形の階級別定額課税というふうなことを
今回いたしました理由といいたしましては、現在の税法におきまして、消費
貸借等の証書につきましては、二十円
ないし一万円という階級別定額課税が行
われております。現在の手形の機能を
見て参りますと、たとえば銀行の貸し
出しにいたしましても、八〇数%が実

級定額にしておいても同じ結果になる
といふことで、當時大正十二年に定額
に直しましてその後ずっと定額になつ
ております。また當時この二つの手形
に対する課税を階級定額から定額に移
しました理由をいたしましては、主と
して當時におきまして手形取引といふ
ものを奨励する、まあ資本主義の初期

<p>委員 青木 一男君 木暮武太夫君 左藤 義詮君 塙見 俊二君 苦米地英俊君 宮澤 喜一君 天田 勝正君 椿 繁夫君</p> <p>政府委員 大蔵省事務局側 大蔵省主税局長 原 純夫君 会専門員 木村常次郎君</p> <p>説明員 大蔵省主税局 第二課長 吉國 二郎君 大蔵省主税局 局税関部長 山下 武利君</p> <p>本日の会議に付した案件 ○印紙税法の一部を改正する 法律案 ○内閣送付、予備審査 ○トランプ類税法案（内閣送付、予備審査） ○とん税法案（内閣送付、予備審査） ○特別とん税法案（内閣送付、予備審査）</p>	<p>青木 一男君 木暮武太夫君 左藤 義詮君 塙見 俊二君 苦米地英俊君 宮澤 喜一君 天田 勝正君 椿 繁夫君</p> <p>政府委員 大蔵省事務局側 大蔵省主税局長 原 純夫君 会専門員 木村常次郎君</p> <p>説明員 大蔵省主税局 第二課長 吉國 二郎君 大蔵省主税局 局税関部長 山下 武利君</p> <p>本日の会議に付した案件 ○印紙税法の一部を改正する 法律案 ○内閣送付、予備審査 ○トランプ類税法案（内閣送付、予備審査） ○とん税法案（内閣送付、予備審査） ○特別とん税法案（内閣送付、予備審査）</p>	<p>する法律案 トランプ類税法案 とん税法案 特別とん税法案</p> <p>一部を改正する法律案 國税定率法の一部を改正する法律案 関税定率法の一部を改正する法律案 内容の説明を聴取いたします。</p> <p>以上いずれも予備審査の六法案を便宜一括議題として、順次事務当局よりお配り申し上げております新旧対照表で御説明申し上げたいと存じます。</p> <p>今回の印紙税法の改正の要点は二点でございます。第一点は、約束手形、為替手形に対しまして從来十円の定額課税をいたしておりましたものを、今回二十円ないし千円の階級別定額課税に改めましたこと。それに対しまして白地振出の手形につきましての規定の整備をいたしました。これが第一点でござります。</p> <p>それから第二点は、從来から疑義のございました、一通の証書ではございますが、その内容が二以上の証書に該当しておるもの、しかもそのおのお</p>
---	--	---

いたために、税率の適用について明確でないものがござりますから、これを今回これに対する課税の規定を整備いたしましたわけでござります。これが第二点でございます。

第一点から御説明申し上げます。第一点は、新旧対照表の第一ページでございますが、第四条に、「左ニ掲タル証書、帳簿ニ関シテハ証書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ対シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ」、これはこのままでございますが、その八号、約束手形、九号、為替手形、從来これが十円でございましたものを、記載金額十万円以下のもの二十円、五十万円以下のものが五十円、百万円以下のもの百円、五百万円以下のもの二百円、千万円以下のもの五百円、千万円をこえるものを千円というふうにいたしたのでございます。ただ、ただし書きにございますように、三つのものを例外として定額課税に据え置いております。その三つのものと申しますのは、一つは一覧払の手形、これは約束手形も為替手形も含みます。それから「命令ヲ以テ定ムル金融機関ヲ振出人及受取人トスルモノ」、それが第二でございます。第三に「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」、この三つは定額に据え置いたわけでござります。もつとも最低税率を十円から二十円に上げておりますので、定額と申しましても、これらの手形につきましても、二倍に税率が上げられておるわけでござります。

手形の階級別定額課税ということを、今回いたしました理由といたしましたことは、現在の税法におきまして、消費貸借等の証書につきましては、二十円ないし一万円、という階級別定額課税が行われております。現在の手形の機能を見て参りますと、たとえば銀行の貸し出しにいたしますても、八〇数%が実際、手形によって行われておるという姿でございます。実質的に信用手段として用いられておる面が顯著でござります。そいう点から申しますと、同じ貸付を受けるにいたしましても、たとえば一億円の貸付を受けると、う場合におきましては、消費貸借の証書によりますとときは一万円の課税を受ける、しかるに手形貸付を受けた御承知のように、印紙税が課せられました最初のころから、手形並びに小切手につきましては階級別定額制がとられておつたわけでございますが、遂に中で小切手を獎勵するという意味におきまして、明治三十二年にこれは非課税にされております。同じく三十八年には為替手形を、荷替獎勵という意味から定額に直した。大正十二年に約束手形につきましては、これま主として為替手形を定額にいたしました結果、実質的に約束手形であるものを、自己引き受けの為替手形という形で発行するという慣習が出て参りました等の理由がございまして、結局階

級定額にしておいても同じ結果になるということです。当時大正十二年に定額に直しましてその後ずっと定額になつております。また当時この二つの手形に対する課税を階級定額から定額に移しました理由をいたしましては、主として当時におきまして手形取引というものを奨励する。まあ資本主義の初期の段階と申しましては少し言い過ぎかもしれませんのが、当時におきましては手形流通ができるだけ盛んにするという含みがあつたように聞いておりますが、現在におきましては手形はいわば商業その他産業の基盤をなす流通手段として確立しておりますので、そういう意味からいって、今回の税制改正の一環といたしまして不均衡を是正するという意味から、定額課税に戻してはどうかということで御提案を申し上げた次第でござります。ただ手形の場合でございますと、普通の消費貸借に比べますと貸借期間が短かいということになると、通常は三ヵ月というようなことになりますので、普通の消費貸借と同じような階級定額を用いますことはいさざいか難くなるというような意味におきまして、普通の現在の階級定額よりはやや低目の三分の一ないし四分の一程度の税率をいたしまして、最高も普通の消費貸借におきましては一円一千円ということにいたしておるわけでござります。

由をいたしましては、まず第一に一覽払いの問題でございますが、一覽払いのものにつきましては、各國の税制でも区別をしてやつてある例が多いようでございますが、一つには日本の場合で申しますと、現在小切手に課税をいたしておりません。その関係から申しますと、一覽払いの手形というものが主として決済手段に使われていることは間違いないのでございます。信用手段というよりは決済手段であるといふ面が顯著でござりますので、小切手を課税していない点からいいますと、一覽払いのものまで階級定額課税に対することはいさざか今の段階としては問題があるという意味で、一覽払いをはずしたわけであります。小切手につきましても、先日付の小切手というものが出ておりますが、法律上当然の一覽払いということで、先日付といふのは、提示すれば提示の日が期日といふことになりますので、そういう観点から小切手は一覽払いの場合と同様と考えていいじゃないかという意味で、一覽払いを定額に残したのであります。

有機的に成立させている基礎になつてゐること、それらの点から申しまして、金融機関相互間、インター・バンクの取引は定額に残したわけであります。それから「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」これはドル表示あるいはポンド表示の手形でござりますが、これを定期に残しました理由といたしましては、第一にポンド、ドル等につきましては円換算が容易でございますが、その他の裁定相場等によつておるものにつきましては、時期をずれてあとで判定する場合には、果して幾らの率であつたか非常に調査が困難であります。そういう問題もござりますし、まあ技術的にむずかしい、税務署員が調べるにいたしましても紛争が起りますいよいよ二つめであります。

第二に、現在は為替管理で国内的には原則として外貨表示の手形は流通してはならないということになつておるわけです。そういう点から第二点として、その点が考えられますがさらに第三点といたしまして、わが国の印紙税の建前から申しますと、外国で振り出されました手形が日本内地に参ります場合には、印紙税の課税をしないわけです。外地振り出しの場合は外國で作成された證書でございますので、印紙税を課さない。ところがこちらから参ります場合には課税をするわけであります。外国の例で申しますと、英國にいたしましても、ドイツにいたしまして、國內の印紙税をもう一回適用するというふうになりますと、最初にそれを取得した者が振り出したものとなつてしまして、

國でござりますと、外國あての手形に対する課税でもとれる対しても同じように課税もとれるわけでございますが、日本の場合は外國からくる為替手形は課税できない。これらから、そういう点も勘案いたしましたとして外貨表示の外国手形、これを定額にするということにいたしたわけでござります。

それからこれに関連いたしまして、一枚はぐついていただきまして第四ペーパーでございますが、「金高記載ナキ約束手形又ハ為替手形ヲ振出シタルトキハ第一項ノ証書ヲ作成セザリシモノト看做ス、前項ノ約束手形又ハ為替手形ニ付金高ノ補充ヲ為シタルトキハ当該補充ヲ為シタル者其ノ補充ノ時ニ第一項第八号又ハ第九号ノ証書ヲ作成シタルモノト看做ス」と書いてござりますが、いわゆる白地手形の問題でございまして、一応現在では白地手形も条件付の有効な手形として扱われておるわけでござります。それで従来も解釈上白地手形につきましては、振り出しのときには四条該当の証書を作成したものといたしまして印紙の貼用をさせておつたわけですが、これが今回階級区分額を適用いたしますことになりますと、記載金高のない白地手形の場合、いわゆる金額が白地の場合におきましては、一體幾らの印紙を張つていいかどうかということがわからない。そういう点で今回は白地の手形の有効無効だけでございます。ところが今回階級区分額を適用いたしますことになりますと、記載金高のない白地手形の場合、税法上は一応金高白地以外の白地手形は一応有効な手形といたしまして作成

のときに印紙税を課する、金高の記載額の手形だけは、それを作成したときはこの印紙税を課すべき証書として作成されたものではないというふうに認めよう、従いまして、印紙を全然使用する必要がないわけですが、他の証書によらない。そして為替の金高を補充した場合には、その補充者が作成したものとみなしまして、初めてその金高に応じて印紙税を課税する、こういう構想をとったわけでございます。ただ問題には、こういたしますと、完成した後に見ました場合には、金高白地であつたものの完成後は完全な手形になりますので、それに印紙の貼用がなかつた場合にはだれが責任を負うかという問題が起るわけであります。金高の白地の場合にはその補充について約定があるのが常でございますので、その約定に従つて判定をすればよろしいといふことで問題は避けられると考えております。

ニ相当スル印紙税ヲ納ムベシ。これは
簡単に申しますと、現在印紙税の税率
は定額税と階級別定額税、それから定
率税の三つになつております。物品切
手が定率税になつておるわけです。そ
こで一枚の証書の中に、たとえは階級
別定額税を課せられる内容の事項を記
載した、それと合せて定額税を課せら
れる事項を記載をした。しかし両方と
も合せて金額は一本で書いておるとい
う場合になりますと、これをどう解釈
するかが問題になるわけです。階級別
定額を課せられる証書にいたしまして
も、記載金高がない場合は最低の二十
円といふことになるわけです。そりい
たしますと、かりに現在不動産の譲渡
に関する証書は階級別定額で課税され
ておりますが、動産の譲渡に関する証
書は定額の十円でございます。そこで
家と、それに附属すると申しますか、
独立はしておるが一緒に家具を含めて
充り渡す、その場合に金高をそれぞれ
別に書きませんで、合せて百万円とい
うふうに書きますと、不動産の譲渡に
関する証書として見ましても、記載金
高といふものは独立ではないといふこ
とで二十円、動産の方はもちらん十円
でござりますから三十三円で済んでしま
うといふことになるわけです。こういう
不明確なことにいたしておきますと、
故意にそういう証書を作る可能性もあ
る、わざわざ分けておるものと一緒に合
せてしまふと、不動産に関する譲渡証
書が二十円の定額課税で済んでしまふ
ということになりますので、そういう場
合にそれを一つの証書といたしまして、
その記載金高をその一つの証書の記載

てみて高い方を取る。今の場合で申しますと、不動産の譲渡所得として課税する、こういうことにいたしてはつきりしたわけです。もちろんとの場合にわかつておれば不動産と動産を分けて書けば、それぞれ別の証書として扱うべきでござりますから、特に過酷にならるといふわけではございません。以上二点が印紙税の改正でございます。
続けてトランプ類税法の御説明を申し上げたいと思います。

トランプ税務法は骨ばい税法を全文改正いたしました関係で新旧対照表がございません。法案についてごらんをいただきたいと思います。トランプ類税法を新たに制定したと申しますか、骨ばい税法を全文改正した理由について若干申し上げておきたいと思います。現在の骨ばい税法は、御承知のように印紙納付制度、しかも完成骨ばいの印紙納税制度といいう制度をとつております。これは考え方によつては一番徹底した制度ともいえるわけでござりますが、完成骨ばいを引き取る場合にその引き取るものに印紙を貼用して引き取らなければならぬ。また印紙の貼用のないものを引き渡した者、あるいは受けた者、あるいはそれを所持しておる者はすべて罰則を受ける。また印紙の貼用のない骨ばいを所持しておる販売人は、その事実を発見されたときにはその税額をみずから納めなければならぬという形になつておりますし、最も端的にとるといいますか、最も手数のかからない課税方法であるマージャンの製造者といふのは、きわ

めて末端におきましては零細でござります。ことに最後に字を彫りつけるといふ業者はほんと小さな業者はばかりでございまして、印紙の貼付といふことが非常にむずかしいのです。現在は象牙ばいでいいますと六千円、骨ばいといふにいたしまして四千円、煉ばいいたしまして二千円でございます。このマージャンを売る場合にそれをあらかじめ印紙を購入して先払いしなければならぬということ是非常な苦痛になります。それに加えまして最近尿素樹脂が多くなって参りまして、煉ばいのマージャンの素材がごく安くできるようになつて、一番安いのですと七百五十円、高いもので千円程度で作れる。それ加工を施して附屬品をつけて千二百円ないし千五百円、それに対して二千円といふ税でござりますので、どうしても税額がふえる。しかも印紙で払うというのでとかく税を納めたくなくなるということになるわけです。現在の骨ばい税では一応印紙を貼用いたしまして出しますが、出した数字を申告するようになつております。ところが実際は申告はいたしますが、印紙が貼用してあるかどうかはつきりしないわけです。従いまして現在税務署では取り扱いとして印紙の購入証明書を持って来させます。そこでこれだけ買った、これだけ出したということを引き合せをしておるわけです。ところが実際問題といつてしましては購入証明書も、そういう語弊があるか知りませんが、実際に記さないで出している場合があるのです。極端な例をあげますと印紙を買いました、これは二千円、四千円、六千円といふ印紙でもほかにもたくさん使い途がございます。

代書に持つて行って割引して売つてしまふといったことが公然と行われる。そういうたわけで最も確實に納付せらるべきだと思われます印紙納付制度が、実はいろいろの要素と相待ちまして大きな納稅回避の原因になつておるというので、實はトランプ税の稅額といふものはごくわずかであります。本年度の見積りも一億九千万円程度でございますけれども、この際賦税が横行しておりますといふ形では税法としても非常に問題がござりますし、ことにトランプ類は稅率は普通の物品税と異なりまして、そのものの性質上特に高い稅金を課しております。これを確実に徵収する必要があるとそぞういふ点で、今の制度を根本的に改めまして課稅を充実する。同時に現在二千円といふ稅率によつて燃ぱいのマージャンは課稅されております。実質的にはほとんど賦稅されておる。この原因の一つは非常に稅金が原価に対して高いといふことでございまして、これを急激に調整を合理化いたしますと、恐らく実行し得ないといふ点も起つて来る。そういう点で今のは五〇%でございますが、それより若干高めになる。大体今の牛骨製のマージャン程度になり、なおそこで燃ぱいのものだけを稅率を千円にする、燃ぱいを千円にする、そして徵稅の確保をはかるこれがねらいでござります。

たわけでござります。移出課税主義と申しましても、ちょっとおわかりにくいかと思いますが、毎月製造場から移出したものにつきまして、その月分を取りまとめて、翌月に申告して、翌月末に納付するという制度でござります。一々引き取りのつど税を納めるという制度を改めまして、一月、月並みの制度にいたしました。今まで消費税についていろいろ改正して参りましたが、漸次引き取り主義から移出主義に移って参りました。後に御提案申上げます揮発油税、地方道路税、これもいすれも移出課税に改めまするようになりますので、簡易税については課税の方式がこれで統一されますることになるわけでござります。条分はたくさんございますが、そういう意味では砂糖消費税その他と大部分が同じでござりますので、要点だけを申し上げたいと思います。

により骨ばい税を課する。骨ばいの定義はあげておりませんでした。骨ばいの定義 자체は解釈に譲つておるという形になつておりますが、今回は「トランプ類」といふよな名前に改めますと同時に、課税対象を法律ではつきり掲げたわけでございます。「使用的目的及び遊戯の方法がこれらに類する物」と申しますのは、使用の目的、いわば偶然の支配によつて勝敗を決するといふ目的。遊戯の方法をいたしましては、二人以上の者が相手として戦うといふ形のもの。それでここに掲げたものに類似したものを作令で定めることになりますのはドミンゴ、それから四色はい、白ぱい、アンスコ、妙なものばかりでございますが、そういう主として外國で使っておりまして日本では少いものは政令に譲つております。

それから第三条はことに移出課税の制度をはつきりいたしまして、「トランプ類の製造者は、その製造場から移出したトランプ類の額に応じ、トランプ類税を納める義務がある。」
トランプ類を保稅地域」「から引き取る者は、その引き取るトランプ類の枚数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。」ここで製造者と保稅地域から引き取る者と二つの納稅義務を課したものであります。第四条は各税法と同じく、技術的に保稅地域に該当する製造場を通常の製造場と区別したというだけの規定でございます。第五条も砂糖消費税その他の諸税と同様に場内消費した場合にこれを輸出または引き取りとみなす規定でございます。たとえば、トランプ類がトランプ類の製造者、たとえばマージャンの製造者が

マージャンクラブを作つておる。つまり片方で作つて片方で使うといふやうな場合には、製造場から移出しなくても移出したものと仮定するといふ意味でござります。それから第六条はこれは今度の改正で特に気をつけた点でございますが、「トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させの場合には、当該委託者又は表示させる者」「を当該受託者又は他の製造者」の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るもの製造者とみなし、当該トランプ類については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。」非常にめんどうなことを言つておりますが、これはいわゆる製造問屋の場合を想定しているわけでござります。これは大体自分では製造いたしませんで下請に出して製造させるというものでございます。従来の規定でござりますと、完成骨牌を引き取る者ということになりますとして、下請が作つて出しますに印紙を張らなければならぬ。責任の所在が必らずしも明らかでない。作ったのはあちらだといふようなことでいろいろござつたがる。そういうような点から今度はこういふような、いわゆる製造問屋は製造者であるとみなしたわけあります。同時にたゞ実際には製造している場所は下請の場所でござりますから、製造者は製造問屋であり、製造場はその下請の製造場だ。それを出すときにやはり製造問屋

こうしたわけであります。なおその場合に製造問屋が大阪にあって東京の下請に出したという場合には、實際は印紙貼付とか紙貼付とかいう手続はとれませんので、一旦大阪に送り返すといふことになりますが、その場合には従来なかつた規定でございますが、十五条に未納税移出という規定を置きましたして、税を納めずに大阪に持つていけます。そしてあらためてそこで税を納めるといふことができるようにしているわけであります。こういうことをいたしましたと、どうしても未納税移出といふような手続が要ることになる。

それから第七条はこれが今度の改正の一番の眼目でございますが、「トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する」印紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物（切断することによりカード状となる物を含む。）で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したもの（当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む。）いわゆる未完成のトランプ類をも一応法的規制のワクの中に入れたわけであります。

先ほど申し上げましたように、マージャンの脱税が多い一つの原因といったましても、現在尿素樹脂加工が非常に盛んになつて参りました。圧延器の中に型を置きましてそこに尿素樹脂を投入いたしまして、圧搾するとたちま

ちマーージヤンができるしません。極端な場合には、型に图形まで押しておきますと、白いままのマーージヤンがそつくりできるわけです。やり方としては竹まで一緒に押しつけてしまるものもあるし、竹だけ別にはめ込むものもありますが、マーージヤンはそのときにできてしまう。それを小さい業者で売り払いまして、自分は納税義務はないといふことで逃げてしまふということにならぬわけでありまして、責任を追及されるのは小さい下請だということになるのであります。こういう点が非常に問題でござりますので、一応この連中が正式の手続として未納税移出でさらに製造者とみなす、もちろんその連中が届け出でて、加工業者の製造場に持つていけば、そのときは未納税で出すことを認めるということにいたすわけであります。今度の改正で脱税を防ぐという考え方方に二つの問題があるわけあります。一つは、マーージヤン類につきましては古物マーージヤンというものが横行している。脱税のマーージヤンは印紙が張つてありませんから、すぐわかりますが、それを全部古物屋に出してしまう。古物屋にあるものは印紙は当然はがれておりますから、古物であると言えばそれでしようがない。古物を取り締る方法というのはなかなかむずかしいので、一つの考え方としては課税済みだという証明がなければ古物と認めないという方法もあるわけであります。それは消費者が一ぺん使って、古物屋に売ろうといったしまと、印紙を持って来て下さい、それがなければ私はの方は買いませんということになつては、これは困るわけであ

りまして、その方法はそれない。もう一つの方法としては、作成して、そのマージャンを作つて古物屋にいくまでの過程をしつかり把握いたしまして、課税されないものが古物屋に流れ込むということを押さえればいいといふ、この二つの方法があるわけであります。が、先ほど申し上げましたように、課税證明がなければ古物として扱わないという方法は、これはどうて理論的にも無理がござりますので、今回の改正では、古物屋に流れ込むまでのトランプ類の製造段階ごとの流れをしつかりつかまえて、そうして脱税のものが古物に流れ込むということがないようにしてしまうということにねらいをつけたわけでございます。このような未完成骨ばいでござりますと一組というわけに参りませんので、二項で「トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができない」これはまだ色もつけてございませんのでできません。「できないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。」マージャンであれば百四十出せばいいのであります。百四十出せば一組ということです。課税する。で端数があればそれは一組とする。もちろん三つ出したり、四つ出したりで一組で高い税金をつけられてしまつますので、あとの税率の方で税率で課税することにいたしております。以下税率は、先ほど申し上げま

したが、第三種のマージャンを手元にいたしております。八ページでござります。それから二項、三項は従来の規定をそのまま踏襲いたしました。それから税額算定の特例、第十条がただいま申しました端数に対する課税でございます。

それから第三章徵収、十ページの徵収、移出組數等の申告、移出組數等の決定通知、納期、これまでには他の直接税と同じ規定でござります。

それから第十四条徵収猶予がござります。これも砂糖消費税と同じでござります。ただ一つ申し上げておきたいと思いますのは、附則の第三項、四十二ページでございますが、「この法律施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するトランプ類については、改正後のトランプ類税法（以下「新法」という。）第十四条の規定は、適用しない。」と申しますのは、今までトランプ類税は移出のつど課税されておった。印紙を買って移出のつど、といちよりも、移出よりも前に前払いしておつたわけです。今度はこれを月まとめになりますと、翌月の末でござりますから、今までよりも一ヵ月半ぐらいい余裕ができるわけですね。さらにこれを一ヵ月徵収猶予を認めるということになりますと、現在の取引では実際上税金部分は先にもらつておるような取引をしておりますので、将来の問題としてはだんだん小売業者等がわかつて参りまして、税金は前納していないじゃないかということをで済度が遅れるということをござりますが、当座はまだ適用する必要はないからどうということで、今の三項であります。

ざいますので、法律にあげたわけでござります。担保の処分は各税法とほぼ同じ例文になつております。

それから「第七章雑則(利子税額)」の開港等の申告(記帳義務)(申告義務等の承継)」までは各税法と同じでござります。

に「課税済証印」というのがございます。第十五条
申し上げたものでございます。「第十五
条第六項本文、第十六条第四項本文、
第三十七条第三項又は第三十八条第二
項本文の規定によりトランプ類税が徵
収される場合において、当該トランプ
類税に係るトランプ類を所持する販売
業者は、政令で定めるところにより、
当該トランプ類の包装に、既にトラン
プ類税を課されたものである旨の証印
を受けることができる。」で、第十五
条第六項本文と申しますのは、未納税
移出をして、その定められた期間まで
に、定められた場所にその物を入れな
かつた場合には税金を徴収されること
になります。同じように輸出免税を受
けながら他の用途に使つたとか、定め
られた期間に輸出をしなかつたという
場合。それから三十七条第三項または三
十八条二項は、不正がありまして税額
を誤せられる場合がございます。これ
らの場合は税額を取られておることは
間違いないのでございますから、販売
業者がそれを持つておった場合には課
税済証印で証明してもらうことになる
わけでございます。

二号でございます。「トランプ類の製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認められる者又は当該義務があると認められる者に対しても質問すること。」という規定では、製造者または販売業者に対してはかなりきびしい質問検査権がござりますが、その製造者に対して原材料を供給したという者については質問検査権はなかつたわけでございます。直接税の方におきましては、納稅義務者と取引のある者も質問検査の対象になるということになつております。申しますのは、間接税が主として引取課税という建前の当時におきましては、一々出していくものを出していくことをして押えていくといふことになつておりますから、いかなる数量が作られたかといふ最終的な判断をせずに、一々個々の物を監視していけばいいという考え方方に立つておりました。その後だんだん移出課税になりますと一方月分を取りまとめて申告をしてそれを正否を判断するというふうになつて参りますと、当然その製造工程、製造の数量というものを推定してその正否を判断する必要が出て参ります。そういう意味では直接税の所得の検査と似たような判断が必要になつてくる。そういう意味で、今回はこの製造者に必要な原材料を供給した者に対しても、質問検査ができるという規定を特に入れたわけでございます。もつともこれは今回あとで御提案申し上げる揮発油税法等には、実際問題として原料は全部輸入でありますから、これは入つておりますが、将来物品税法等について

らした方がいいのではなかろうかということ、七月一日ということにいたしておられます。

なおこれに関連して申し上げます
が、このトランプ類税法の収入見込額
は、この間御提出いたしました租税印
紙収入等の説明書の中におきまして
は、印紙収入の中に計上してございま
す。従来の骨ばい税法当時はこの印紙
収入として、骨ばい税という税目は
とつておりませんで、印紙収入の中に一
括してあげておつたわけです。こんど
七月一日から実施をいたしますので、
この実施までの間は印紙収入になります
して、その残りがトランプ税法の収入
になるわけですが、額も非常に
に少いのと、従来との比較対照といふ
意味から申しまして、二つに分けると
いうのもかえってわかりにくいといふ
意味で、印紙収入の中に合わせて含め
てございます。名前も骨ばい税法から
トランプ類税の方に変つておりますの
で、あらためて七月実施とともに科目
を起しまして受け入れをするというこ
とになつております。

それから第三項は先ほど申し上げま
した徵收猶予を若干留保するという規
定でござります。それから五項は現在
すでに製造しててきておりまして、こ
の法律が施行された日にまだ製造場に
置いてある。しかし印紙は張つてある
というマージャンその他トランプ類が
いますので、どうしたことになるのか
という疑問がございますので、これは
この法律施行の日に製造場から移出し
たものと一応みなすわけです。ですか

ら一応課税済みで前から出ていると同じこと。ところが第十一項は「この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入られた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額」と読み替えて、同項の規定を適用する。」といふことで、移出されたものが戻りますと、新法の規定がそのまま適用になるわけであります。従つて、戻入控除で、従来の税額二千円を控除してもらうかわりに、新しく出すときには千円で税課されていくといふことで、不都合がないようになります。

それから、ついでに申し上げておきますが、十項は「トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し入れられたもの」、前に印紙を張つて出しておつて、この法律が施行される前に戻つておつたといふものが出ていく場合にはどうなるかという問題がござります。これも同じ問題でござりますが、その場合には、「当該戻入れの月」とあるのを「この法律の施行日の属する月」と読みかえて新法を適用する。従いまして、七月の翌月、つまり八月の支払税額のうちから引き取りの際に払つて出しました二千円といふ印紙に相当する税額を控除いたしまして、その後出ていくときには、今度は普通通り、移出課税で千円で課税されるとのことになります。

くて、一べん作ったマージャンを製造場から出して、他の製造場に戻し入れた場合、他の製造場に入った場合、これは移入でございますが、この場合は、出ていくときに税額を控除いたします。それと、それによつて二千円で出たものが他の製造場に戻れば、出て行くときに千円課税されて、二千円控除されるということになるわけでござります。

あとは、いづれも規定の整備に關する付則でござります。

はなはだ簡単でございますが、一応御説明を終らせていただきます。

○委員長(廣瀬久忠君)

次は、とん税法案。

○説明員(山下武利君)

それでは、とん税法案及び特別とん税法案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

トーン税は、外國貿易船が開港に入港いたしましたときに課せられます一種の流通税であります。各国ともにこの税制を持つておるようであります。わが国におきましては、現行法は、純トン数一トンごとまでに五円という税率が課せられておるわけであります。こ

れを諸外国の例に比較して見ますと、とん税は非常に低くきめられておるのであります。たとえばアメリカにおきましては、トーン税は国税であります、トーン税六セント、すなわち、邦貨に換算いたしまして、二十一円六十銭であります。イタリアでは、やはり國税であります。四十三円五十銭、このほかに、荷物とかお客様の量に応じまして若干の投錫税、いかりを下ろす税でございますが、投錫税、やはりトーン税であります。それからフランスにおきまして

は、國税と地方税と合さつて、兩方で七十円余りであります。いずれも、この例でござりまする様子で、日本は各國の例に比較して非常に低いわ

けであります。従つて、今回の税制改

正の一環といしまして、トーン税を適

正な率に引き上げることを考慮いた

たわけであります。もちろんこれは、

トーン税を上げまするというと、船舶の負担が増すことになるわけであります。

が、他面日本の船主は、現在船舶の固定資産税というものを地方税として負担しておるわけであります。外国の船主はこれを負担しないといふことから、対外競争の面におきまして、非常な不利をこうむつておるわけであります。これを何とか軽減したいといふ声つきまして、御説明を申し上げます。

トーン税は、市町村の財源にも関係すること

でありますので、なかなかそれが実現いたしませんでしたが、今般、それはトーン税を上げることによりまして、逆に固定資産税の負担を軽減するといふ措置をとつてはどうかというふことに相なつたわけであります。で、いろいろと試算をいたしました結果、今般提出いたしております法案におきましては、現在のトーン税五円を八円に上げまするとともに、これに加えて、別に特

別トーン税十円というものを取りまし

て、これによつて生じまする日本船主の負担の増加は、一方地方税であります。

する外航船舶の固定資産税を半減する

ことによつて埋め合せをする。で、他面これによつて、市町村の財源が減つて参りますので、特別トーン税として徴収した十円は、これを地方に還元を

するという仕組みをとることにいたし

は、

七十九年余りであります。いずれも、この例でござりまする様子で、日本は各國の例に比較して非常に低いわけであります。従つて、今回の税制改正の一環といしまして、トーン税を適正な率に引き上げることを考慮いたしました。おまけであります。もちろんこれは、トーン税を上げまするというと、船舶の負担が増すことになるわけであります。が、他面日本の船主は、現在船舶の固定資産税といふものを地方税として負担しておるわけであります。外国の船主はこれを負担しないといふことから、対外競争の面におきまして、非常な不利をこうむつておるわけであります。これを何とか軽減したいといふ声つきまして、御説明を申し上げます。

たわけであります。その結果、日本の

船主は、差引相当の負担の減になると

ともに、固定資産税が軽減されること

によりまして、從来外國船主との間に

設けられておりました非常な不利な負

担といふものが軽減されるというこ

になつて参ります。また、地方団体と

いたしましても、差引若干の収入の増

加による。それから國も、ある程度ト

ン税収入の増徴をはかり得るといふ

つもり三方ともに幾らかずつ得るところ

のある結果となる次第でございま

す。もつとも、その半面といたしまし

て、外國の船主はそれだけ負担が増す

わけであります。しかし、初めに申

しましたように、十八円という率は、

これは、米貨に換算いたしまして五セ

ントン税に當るわけでござりますが、アメ

リカの税率は、先ほど申しましたよう

に、六セントでありますので、比較的

低いアメリカの税率に比べても、なお

低い線にとどまつておる。ましてほか

の國に比べますといふと、なお相当に

トーン税の負担といふものは低いわけで

ありますので、國際的にも、決して問題

がないよな稅率ではないと考える次

第でござります。

それで、現行の法制におきましては、同一港に一年間に何べんも入つて

いる船の便宜をかりまして、五円の

トーン税に対しまして十五円、すなわち

三回分を一度に納付しますというと、

それが、現行法におきましては、

税の納期の規定がはつきりいたしてお

りませんので、これを船舶が出港いた

しますときまで、または入港してから

五日以内に船舶が出港しないときに

は、その五日以内といふものを稅の納

期といたしておるわけであります。

それから、現行法におきましては、

トーン税を課さない場合といつしまし

て、海難その他やむ得ざるときという

規定があるわけであります。これを

もう少し規定の整備をはかりまして、

これは、とん税法案の第七条でございま

すが、「海難その他航行上の支障が生

じたことにより入港する場合」、二

分につきましては、現行法と同様の

規則でござります。

附則は、大体におきまして、他の法

令との關係上、条文の整備をはかつた

ることを要しないといふことにいたしておるわけであります。

なお、トーン税と特別トーン税とは、稅

港に入港する場合

は不開港に寄港することなく同一の開

港にしたわけであります。

十二年に成立した非常に古い法律であ

りましたして、立法の形式も、現在の法文

の様式とだいぶ遠いわけであります

が、この際に、これを全部書き改めま

して、形式の整備をはかつた次第であります。

それから第九条の「担保」は、船舶

のトン数が明らかでない等の理由によ

りまして、出港時までに課税標準が明

確に定められた

ことは、

港に了承しな

りた

として、形式の整備をはかつた次第であります。

内閣につきまして、おもな点だけを

かいつまんで申し上げます」という

と、現行法におきましては、納稅義務者

が船長に限られておるのであります

が、これは、実情にかんがみまして、

船員運航者またはその指定する者も納

稅義務者となり得ることにいたしました

た。

それから、現行法におきましては、

税の納期の規定がはつきりいたしてお

りませんので、これを船舶が出港いた

しますときまで、または入港してから

五日以内に船舶が出港しないときに

は、その五日以内といふものを稅の納

期といたしておるわけであります。

それから、現行法におきましては、

トーン税を課さない場合といつしまし

て、海難その他やむ得ざるときといふ

規定があるわけであります。これを

もう少し規定の整備をはかりまして、

これは、とん税法案の第七条でございま

すが、「海難その他航行上の支障が生

じたことにより入港する場合」、二

分につきましては、現行法と同様の

規則でござります。

附則は、大体におきまして、他の法

令との關係上、条文の整備をはかつた

同一の開港に入港する場合」、四は、「出港後二十四時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港におきまして合せてこれを徵收する」というものが軽減されるということになります。また、地方団体といたしましても、差引若干の収入の増加による。それから國も、ある程度トーン税收入の増徴をはかり得るといつ、つまり三方ともに幾らかずつ得るところのある結果となる次第でございま

す。もつとも、その半面といたしまして、外國の船主はそれだけ負担が増すわけであります。しかしながら、現行法におきましては、納稅義務者が船長に限られておるのであります。が、これは、実情にかんがみまして、船員運航者またはその指定する者も納稅義務者となり得ることにいたしました。それで、現行法におきましては、税の納期の規定がはつきりいたしておらず、この規定が明らかでない等の理由によりまして、出港時までに課税標準が明確に定められたことは、船員運航者に了承しな

りたることにいたしておらず、これはとん税法案の第七条でございま

すが、「海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合」、二分につきましては、現行法と同様の規則でござります。

附則は、大体におきまして、他の法令との關係上、条文の整備をはかつた

のあります。実質的な意味に乏しいのであります。ただ、附則の第三項におきまして、先ほど申し上げましたように、一時納付の規定によりまして、一年間トント税を納付することを免除されますが、この四月一日現在におきまして、なお、その残存期間を持つておる場合にどうするかという規定であります。これは、残存期間に按分して計算をいたしました一時納付の金額の部分は、四月一日以降最初に入つてくる港で納めるべきトント税及び特別トント税から控除するということにして、経過的な措置をはかつておる次第でござります。

以上がとん税法案の説明であります。特別とん税法案におきましては、第一条におきまして、先ほど御説明しましたように、「別に法律で定めるところにより地方公共団体に財源を譲り与するため、外國貿易船の開港への入港には、この法律により、特別とん税を課す。」と、課税の目的及び課税の物件を明らかにいたしております。課税目的は違いますけれども、課税物件との他の取扱いにおきましては、トント税と特別トント税とは全く同様でございます。

第二条以下の規定は、先ほど御説明申し上げたところを尽きておりますので、以下省略させていただきます。

以上がとん税法案及び特別とん税法案の内容の説明でございます。

次に、関税法の一部を改正する法律案の内容について、御説明を申し上げます。便宜お配り申しあげました

新田対照表によつて御承知を願いたいと思います。

まず、第十三条は、製造用原料品の減税及び免税の規定でございます。これらは、原料品を輸入いたしまして、それを原品として、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた製造工場で製造が完了するといふものにつきましては、その原料品の関税を減免するという規定であります。これと新たに第一号といたしまして、配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための大豆及び脱脂大豆といふのを追加いたしました。大豆は、御承知のように、昨年十月以来課税になつたのであります。大豆を入れまして、その油をしぼつて、そのかすから配合飼料を作る場合は、現在実際の扱いといたしましては、保税工場でもつて免税の措置をとつておつたのであります。しかし、法制的に若干の疑義がありますので、ここに法令を整備いたしました。そこで、その油をしぼることにいたしました。この大豆が免税に規定をいたしました次第であります。それからその次に、次第であります。それが、法的の落花生といふの製造に使用するための落花生といふものを削ることにいたしました。これは、従来大豆が免税であつたときに油を作るための落花生も免税のバランスがとれておつたわけであります。

が、現在油をしぼるために大豆には課税されることになつたのであります。実際問題といたしたわけであります。それとの権衡上、落花生にも課税をすることにいたしました。輸入される落花生は、ほとんどが食用として入つてくるのであります。トント税と特別トント税とは全く同じでございます。

第二条以下の規定は、先ほど御説明申し上げたところを尽きておりますので、以下省略させていただきます。

以上がとん税法案及び特別とん税法案の内容の説明でございます。

次に、関税法の一部を改正する法律案の内容について、御説明を申し上げます。便宜お配り申しあげました

新田対照表によつて御承知を願いたいと思います。

まず、第十三条は、製造用原料品の減税及び免税の規定でございます。これらは、原料品を輸入いたしまして、それを原品として、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた製造工場で製造が完了するといふものにつきましては、その原料品の関税を減免するという規定であります。これと新たに第一号といたしまして、配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための大豆及び脱脂大豆といふのを追加いたしました。大豆は、御承知のように、昨年十月以来課税になつたのであります。大豆を入れまして、その油をしぼつて、そのかすから配合飼料を作る場合は、現在実際の扱いといたしましては、保税工場でもつて免税の措置をとつておつたのであります。しかし、法制的に若干の疑義がありますので、ここに法令を整備いたしました。この大豆が免税に規定をいたしました次第であります。それが、法的の落花生といふの製造に使用するための落花生といふものを削ることにいたしました。これは、従来大豆が免税であつたときに油を作るための落花生も免税のバランスがとれておつたわけであります。

が、現在油をしぼるために大豆には課税されることになつたのであります。実際問題といたしたわけであります。それとの権衡上、落花生にも課税をすることにいたしました。輸入される落花生は、ほとんどが食用として入つてくるのであります。トント税と特別トント税とは全く同じでございます。

第二条以下の規定は、先ほど御説明申し上げたところを尽きておりますので、以下省略させていただきます。

以上がとん税法案及び特別とん税法案の内容の説明でございます。

次に、関税法の一部を改正する法律案の内容について、御説明を申し上げます。便宜お配り申しあげました

新田対照表によつて御承知を願いたいと思います。

まず、第十三条は、製造用原料品の減税及び免税の規定でございます。これらは、原料品を輸入いたしまして、それを原品として、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた製造工場で製造が完了するといふものにつきましては、その原料品の関税を減免するという規定であります。これと新たに第一号といたしまして、配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための大豆及び脱脂大豆といふのを追加いたしました。大豆は、御承知のように、昨年十月以来課税になつたのであります。大豆を入れまして、その油をしぼつて、そのかすから配合飼料を作る場合は、現在実際の扱いといたしましては、保税工場でもつて免税の措置をとつておつたのであります。しかし、法制的に若干の疑義がありますので、ここに法令を整備いたしました。この大豆が免税に規定をいたしました次第であります。それが、法的の落花生といふの製造に使用するための落花生といふものを削ることにいたしました。これは、従来大豆が免税であつたときに油を作るための落花生も免税のバランスがとれておつたわけであります。

が、現在油をしぼるために大豆には課税されることになつたのであります。実際問題といたしたわけであります。それとの権衡上、落花生にも課税をすることにいたしました。輸入される落花生は、ほとんどが食用として入つてくるのであります。トント税と特別トント税とは全く同じでございます。

第二条以下の規定は、先ほど御説明申し上げたところを尽きておりますので、以下省略させていただきます。

以上がとん税法案及び特別とん税法案の内容の説明でございます。

次に、関税法の一部を改正する法律案の内容について、御説明を申し上げます。便宜お配り申しあげました

急にそれを保税工場に持ち込んで、輸出貨物を製造して輸出したという場合にも、一たん課税した原料についてもどし税の制度が現在はないのです。これをもどし税の対象に加えます。これもどし税の対象に加えます。この二の趣旨でございます。

それから二十条は、医薬品等を外国に送り返します場合に、これを送り返すという事実がありますといふと、その分が免税になるわけですが、その関税を払い戻すことになつておるわけであります。これが、実際問題として運賃もかさむし、向うも受け取れないといふ場合に、これを廃棄処分にしたいという場合にも、現在の法規では、関税払い戻しの制度がありませんので、これを二十条で追加をいたしたわけでございます。

それから、別表の方の改正が若干ござりますので、それを御説明申し上げます。

一番最初に六百二十一号シードラック、セラックというのを、現在の無税からそれぞれ一割及び一割五分に引き上げることにいたしております。セラックというのは、御承知のように家庭用に塗りますニスの材料にするのがおもなものであります。この原料は、主としてインドあたりから参るのであります。現在は、原料も製品もそれぞれ全部無税になつております。セラックといふのは最終製品であります。これが、關係からむしろ現地から製品を買った方がいいといったような価格であります。ところが原料も中間製品

の関係になりますので、国産を保護する意味から半製品と完成品にそれぞれ適当な税率を盛つた次第であります。それからその次、六百七十三号の DDT。それから六百七十八号の硫酸ニコチン、これは主として農薬に使いますところの薬品でございますが、これらは従来、ほとんど全部が日本でもって貿易をいたしておつたわけであります。ところが為替自由化の方向に従いまして、去年の秋あたりからこれを自由に入ることになりました関係から、外國の安いものが非常にたくさん日本に入るようになりました関係で、国産を保護する意味から適当な税率を盛つた次第であります。DDTは現在の二割から三割に上げ、硫酸ニコチンは無税から一割に上げております。で、これに伴いまして、農薬が上るのでではなくいかという御懸念があらうかと思いますが、実は逆であります。現在国産は割合に割高なのであります。これは見ておるわけであります。企業努力等にもかんがみまして、将来ともこの税率をなるべく下げる方向に持つていただきたいといふうに関係者と話ををしておるところであります。それから六百九十五号に二酸化ゲルマニウムといふのがございます。ゲルマニウムは真空管の代用に使われることになりまししたトランジスターの原料であります。日本でも相當に需要があることを引き下げまして、これの體

ついて御説明を申し上げます。この法律は、関税定率法の暫定的な適用を規定したものであります。その中には主として一年限り減税または免税といふことを規定したものが多いのであります。現在この法律によりまして減免税の適用を受けておりますものは、いずれも経済事情に大した変化がありませんので、もう一年これを續けていきたいといふのが、これの大半の趣旨であります。

それから第十五項は、「法の別表に掲げる物品のうち、別表甲号に掲げるものの」というものであります。その甲号の内容は相当多いのですが、おなものといたしましては小麦、A重油、四エチル鉛、航空機並びに同部分品といったものであります。これも同じくあと一年間延長しようということになつております。この中で一つだけ新しく付け加えたものがあります。それは次のページの裏をごらん願いますと、別表甲号の六九五という所に「四エチル鉛並びに放射性元素及びその化合物」というのがあります。放射性元素及びその化合物といふのを新しく加えたのであります。いわゆるアイソトープであります。アイソトープは現在学術研究用に入つて参りますものは別途免稅をいたしておりますが、最近医療用でありますとか、あるいは工業用でありますとかに使われるものが相当に入つてくる傾向にありますので、いずれもその需要を促進するという意味から、これを二年間の暫定免稅に加入了次第であります。

なめし剤は天然タンニンと合せ用いまして、皮をなめす場合に非常にその効力がよく出るというものであります。これを皮革工業を保護するという立場から、安く入れようということで、現在の税率二割を一割に引き下げております。

それから最後に第十九項は、鉄鋼の暫定減免税であります。鉄鋼は御承知のように最近需給が非常に逼迫して参りまして、国内におきましても増産態勢に入つておるわけであります。が、なれども、なかなかそのときの値段が海外の方に高価であるという場合には、政令でその期間と品目とを指定いたしまして、鉄鋼の関税を減免することができます。そこで、緊急的に輸入されて参ります鉄鋼で、しかもそのときの値段が海外の方に高価であるという場合には、政令でその期間と品目とを指定いたしまして、鉄鋼の関税を減免することができます。これが需要が非常に逼迫しておるということと、その価格が非常に上つておる、あるいは著しく上昇する危险があるという場合、それから第二の関税は、銑鉄につきまして一〇%、銅塊並びに銅片につきましては一二%半、銅材につきましては一五%であります。この減免をする条件が二つあります。まず、一が需要が非常に逼迫しておるということと、その価格が非常に上つておる、あるいは著しく上昇する危险があるという場合、それから第二の条件に該当いたします場合に、政令で品目と期間を指定して関税を減免することができます。たゞ、この規定は昭和に於ける卸売価格よりも引き続き高価であると認められる場合、この二つの条件に該当いたします場合に、政令

和二十五年三月三十一日までに輸入されるものに限つた次第でありまして、つまり三年間ということにいたしまして、たのは、三年後に今の計画でいきますと、その期間の間だけこういうふうな暫定措置を講じたいというのが、この法律の趣旨でございます。

以上で関税税率法の一部を改正する法律の一案を改正する法律案の内容の説明を終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 以上について質疑を行いたいと思いますが、御質問がありましたらどうぞ。

○土田国太郎君 御承知の範囲でけつこうですが、このトランプのメーカー、マージャンのメーカーといふのは、たくさんあるのですか。

○政府委員(原純夫君) たゞいま資料を持つてきておりませんが、私の記憶ではマージャンのメーカーは、そう余計ないよう記憶しております。數十社でござります。

○土田国太郎君 それから、このトランプの納税の問題ですね。その場合担保をとるというふうなことになるようですが、これは原則としては、どういうことになつてゐるのですか、平常の状態においては。

○政府委員(原純夫君) それは税を保証するための担保ですから、当然担保を供するということじやございません。

○土田国太郎君 それから、古物屋で無印紙のものでも、帳簿についてあれは、売つてもいいというような法律のようですが、それはどういう方法をもつて脱税を防止できますか。

○政府委員(原純夫君) 非常に私どもが考え悩みました点で、帳面に載つておるというだけで贈税でないかということは、実はそれだけじやわからないわけであります。その古物屋へ来て売つた人が、何回も転々として買つたかもしれませんが、その間最初の証紙を全部つけて売買して下さい、そうしていつでも証紙がついているようにして下さいといふように言われればできるわけですが、とてもそれはできないというので、これはやはりそういう台帳記載を要求しまして、若干ある段階までたとえばそういうことになるとどまるということになると想います。で、いろいろ考えて、何かいいチェックの方法はないかということを、これは他の税法では、ほど二課長から御説明しました實閑検査権の中に、原料の供給者に対して、原料を幾ら供給したということを聞けていると、何かいいことを、これは他の税法では、間接税にはないのでござります。な
いのですが、まあ一番問題になりますと、合成樹脂のばいでありますと、合成樹脂の原料の尿素樹脂というのが多いそ
うですが、これを幾ら売つたかということで、あと原料効率で計算していくま
すとびつたり出てくる。まあびつたりといいましても、ばいの大きさに
よつて若干は違いますが、大体の正しいものが出てくるということですでの、
税務部内で相談しまして、間接税とし
ては新しい例であるけれども、これはぜひ入れようということでお願いして
いるわけであります。条文が、三十六
条の一項二号にそれが書いてございま
す。

○政府委員(原純夫君) 資料を持つてきておりませんので、私の覚えで申し上げます。三種の分でござりますね、三種の分から申しますと、三種の分は製造者の総原価が、大体竹がついてるのとついてないので違ったように思いますが、ついてないのは千円ちょっとでございます。ついてるのが三千三百円程度であります。それから一種、二種。一種はもう万をもつて数える額であります、象牙の分は。それから二種の牛骨の分は、これはたしか四、五千円だったと思います。後ほど違いましたらなお申し上げます。

○土田国太郎君 印紙税法ですがね、外國貨幣のものは二十四ですか、手形に。あれはボンドなりドルなり、あるいは西ドイツあたりでは外國手形の印紙税はどんな程度に……やはり二十四くらいに該当するのですか。どうなことです、その比較は。

○政府委員(原純夫君) お尋ねは外国で……

○土田国太郎君 英国なり米国なりが……、外國が扱う場合ですよ。英國が日本の手形を扱う場合には——日本ではまあ二十円でいいわけですがね、英國が日本の手形なら手形を扱う場合には、どのくらい印紙を張らせられるかと、こういうのです。つまり英、米、仏とかいう、ああいうところです。

○政府委員(原純夫君) イギリスの場合でありますと、日本の手形でいいまことに、イギリスは日本の手形はもう自分の方は関係ない、それは一応承りますね。

して、イギリスの印紙を張りなさいということになつております。その税率は十ポンド以下について二ペソス、これは千二百分の一といふ勘定になつております。それから十ポンドをこえ二十五ポンド以下は三ペソス、だんだん上つて参りまして、百ポンドをこえますと、百ポンドまたはその端数ことになります。

シルリングということになつております。

○土田国太郎君 段階があるわけですね。

○政府委員(原純夫君) そうです。そこでは二千分の一という税率になつております。

○土田国太郎君 今度印紙税の改正で、どのくらい増収になりますか。

○政府委員(原純夫君) 二十億円の增收を見込んでおります。

○土田国太郎君 それではけつこうです。

○塙見俊二君 私各税目につきまして印紙税が最も脱税といいますか、非常に法律通り執行されてない最高の税目だと思いますのですが、かりに法律通り執行するとしても、それを百として現在実際徴収している印紙税というのは大体何十パーセントくらいになるか、ちょっと見込みを教えていただきたいと思います。

○政府委員(原純夫君) ちょっととむずかしくてお答えできないのが残念でございますが……。

○政府委員(原純夫君) 印紙税につきましても、税務行政の面でできる限り取締りはしておるのでございますが、何分おつしやる通りなかなかつかまえにくい、特に税務行政とほとんどつながりなくどんどん印紙が張られて使われますのも、税務の系統とは別なるからといふようなことがあります。なまかに、いろいろ問題があると思いますが、お尋ねの税制調査会における審議会におきましては、そこまでまだ話が参つておらないような実情であります。ただ、課税物件の定義と申しますか、分解といいますか、そういうようなものについて、若干の疑問があるといふような点を検討しなければならぬというような程度で、これをどうしたら適正に課税できるかというところまでつつこんだなにができるないという実情でござります。なお研究いたしてみます。

○左藤義詮君 堀見さんからの御質問に適切なお答へがなかつたのでございますが、そういう税の構成といいますか、徹底といいますか、そういうことをたな上げにしておいて、改正をしてなお増額をすれば困難になるのではないか、徴収が。そしてそういう中で二十億というはどういう……、ほんとうのつまり金で計算していらっしゃるのですか、この二十億というのは。

○政府委員(原純夫君) どの程度誤税になつておるかというの、私どもはわかれは、何といいますか、全部取らなければいかぬわけですが、自信がないので、ただいまのように申し上げた

やつておりますが、いろいろ取締りに出るといふこともないのではないか。いろいろに考えております。二十六円の収入見込みは、この種の手形の今額、枚数がどのくらいあるかということを、各般の資料から拾いまして、それをもとに、手形がどれだけ枚数があり、どれだけ金額があるかというようなことを、主としては手形交換所の交換の事字で、手形がどれだけ枚数があり、どうして積み上げて計算したものであります。主として手形交換所の交換の事字で、手形がどれだけ枚数があり、どうして積み上げて計算したものであります。主としては手形交換所の交換の事字で、手形がどれだけ枚数があり、どうして積み上げて計算したものであります。主としては手形交換所の交換の事字で、手形がどれだけ枚数があり、どうして積み上げて計算したものであります。

ちやに抜けているということはないと思います。臨時税課員が行つて調べておるわけありますから、まあ若干王の脱税なきは期しがたいと思いますけれども、そらめちやくちやに抜けていることはないというふうに思います。

そしてお話の低いというのはあるいは現在のまま定額制度でいくかといふお話をどうか存じませんが、提案理由の説明でも申し上げましたように、やはり何億という額面の手形もあるわけでありますから、この税の性質からいふと、それらを階級別にするという方法が、よりよろしいのではないかといふふうに考えたわけであります。なお、特に今回お願ひしておりますこの手形類は、手形交換所あるいは銀行、登記所というようなものがほとんど大半でありますので、そういう意味では執行の面も比較的やりやすいのではないかどうかというような気持がいたたておる次第でござります。

○左藤義詮君 そうしますと、今度これを改正せられましたら、今までのトランルーズなことなどなしに、相当地に徴税が徹底するよう人に力をふやすとか、あるいはもつと検査を励行するとかいうような、何か対策をお立てになつておるかどうか。

○政府委員(原純夫君) 一般に課税の充実は非常に大事なことでありますから、いつもその努力をしておるつもりであります。今後もできるだけの努力はいたしたいと思います。なお見積りに当りますても、ただいま申し上げましたような数字を基礎にして、幾ら抜けるといふようなことは考えない。全

○天田勝正君　他の証書もしくは帳簿等もなきにしもあらず。しかし今回の改正しようとするこの約束手形、為替手形については、これは受け取る側が、印紙の張つてないものは、また違つておるもののは、受け取るはすぐがないのですから、改正したらしたなり私は勧行されるものと思う。大かたこれは手形交換所を回るものでもあるし、金融業者が特に受け取るはずがあるりませんからそれはいいとして、問題は、やはり長い間の慣行であつた定額制を階級別に改めた。問題はここにあります。で、どうしても改めなければならぬ理由がそこにあるならば、私ではなるべく法律は簡便化して、大分類であると思う。で、がしかるべきじゃないかと思ふにすれば、金額に差をつけて、かなりこの程度でも大分類だ、こういうふうにおっしゃるかもしませんけれども、まあ二十円から千円までとこういふことで六分類ですかしであるわけですね。これはまあ三分類くらいにはできないものですから、どういうものですか。

○政府委員(原純夫君)　お話をような点もござります。簡便にといふ意味で書き込み方を大きくするという考え方方でございます。実はまあ率直に申しますと、案の途中まではそういうような御要望までおつたのでござりますが、また先ほどお話をのように、負担がふえるといふようなら見地でのいろいろな御要望もあり、それではたとえば百万から千円まで一本だといったら、二百万、

三百万のものでも九百万のものでも同じに張らなければならぬといふことになるわけで、そういう点について廃したらどうだというような希望もありまして、こういいうように段階を五の段階、五十万、五百萬といふ段階を入れたよなわけであります。これでも他の消費貸借の場合の段階よりも若干段階が少い。消費貸借の場合は千万の上に五千萬といふところを設けておりまするし、また特に十万円の下に三万円といふのを設けておるといふような点で、若干簡単にはなつておりますが、ただいま申し上げたような事情でこういいうように相なつております。

わけでございます。この法律は課税物件、課税の方法等を全く同じにしておりまするが、課税の目的において違つておりますので、二つの法律に分けた次第であります。

○天田勝正君 しかしわれわれはその二つに分けたから、一つにしたからと

いう手続的なもので賛否をきめるわけではありませんが、しかし今もお答えの通り、一つにしてもできないことがあります。それならばなるべく法律は簡単に

ではありません、こういうことなんですか。

○説明員(山下武利君) ガソリン税と地方道路税にその前例がござりまするのなら一つにすべきじゃないか。いろいろな事情といつたつて、一つにしてもいいというくらいの事情なんだから、その点どうなんですか。

○天田勝正君 しかしあれわれはその二つに分けたから、一つにしたからと

いう手続的なもので賛否をきめるわけ

ではありませんが、しかし今もお答

えの通り、一つにしてもできないこ

とあります。それならばなるべく法律は簡単に

ではありません、こういうことなんですか。

○天田勝正君 しかしわれわれはその二つに分けたから、一つにしたからと

いう手続的なもので賛否をきめるわけ

ではありませんが、しかし今もお答

えの通り、一つにしてもできないこ

とあります。それならばなるべく法律は簡単に

ではありません、こういうことなんですか。

○説明員(山下武利君) 先ほど申し上

げましたように、技術的にこれを一本にいたしますと、それを国税と

して一本でとりまして、それを今度は

地方に譲与するという一方の歳出を立

てることになるわけでございます。初めから地方に譲与するといふものでありますから、その分は一般会計の歳出

から区別して落すのが適当であろうとします。うとの配意から出たものでございります。

○椿繁夫君 ちょっとと関連して。ガソ

リン税は目的税になつておりますね。

今度の特別とん税によつて地方団体の

収入になりますものは、港湾の修築、

あるいは維持管理のための経費にそれ

ぞれ港湾管理者が使うといふことの目

的税の性格を持つておりますか。

○説明員(山下武利君) 目的税であり

ませんんで、地方の一般財源に使用す

るものであります。

○天田勝正君 だから私もそこも聞き

たかたわけですが、そういうふう

に、ガソリン税の場合とはもう性質が

違うのです。しかも取り方も別個に徵

収するというならば別として、この法

律に基いて一緒に徵収するのです。ト

ン税といい特別トン税といい、一緒に徵

収するのです。だからそこにしよせ

ん一緒にやればこれは混淆してまぎら

わしいというならば、取る方も別にす

るなら別のこと、徵収することと一緒に

やつておいて、それを別に経理だけ

をしてみたところで、何らそれは簡便

の道には通じませんよ。それならば、

これはきわめて簡単な法律なんです

から、一緒にしてしまつて、徵収のとこ

ろだけ云々と、この説明の通りやれば

いいので、そこだ、一条配賦はかくか

くと、地方の関係市町村にだけこれは

譲与するものだと、こう書けば同じで

しょう。どうです主税局長。

○政府委員(原純夫君) ただいま税關

部長が申しましたように、一緒にやる

というやり方もあるわけであります。

しかし同時に目的が違つていうこと、

それから一緒にやりますれば、何とい

いますか、地方財源としての形がより薄くなるといふようなことをございます。はつきりと、國税ではあります。

が、地方にくつ税だということを分け

てやつた方がよろしいといふ考え方も

あります。こういうふうな一本立の法制をとつたのでございます。

○椿繁夫君 関税定率法の一部を改正する法律案に関連して。これは質疑は後日に留保したいと思ひますが、資料

を一つお願ひしたい。鉄鋼の輸入する

原材料について、減免する年限を延長

したいということですが、鉄鋼各社の

期別の生産量、ここ二、三年の生産の

量の推移、並びに鉄鋼の内需、外需の

別、それから利益率、利益を二年ばかり期別にお願いしたい。特に利益率につきましては、今期の三月末の予定があつまつては、あるはずですが、それから減免の対象となる原材料の各社のストック

つきましては、今期の三月末の予定が

あるはずですが、その予定、それから減

免の対象となる原材料の各社のストック

つきましては、今期の三月末の予定が

あるはずですが、その予定、それから減

らないのですか、西ドイツや米国は、

になつておりますか。

○説明員(吉國二郎君) わかつており

ます。

○説明員(吉國二郎君) 西ドイツにお

きましては、百ドイツマルクまたはそ

の端数について十五ペニヒ、変形の定

率課税でございます。ちょっと日本の

物品切手のような格好でございます。

○土田国木郎君 そうするとそれは何

バーセントですか。

○説明員(吉國二郎君) これは千分の一・五でございます。

○土田国木郎君 二十円一本でいつた

方がいいのですが、段階をつけた方が

政府は利益があるわけでございます。

○説明員(吉國二郎君) 二十円一本で

ございませんが……、外國手形の例でござりますか。

○土田国木郎君 そうそう。ドイツが

やはり外國の手形を扱う場合の……。

○説明員(吉國二郎君) 外國に出します

手形は、ドイツの場合はこれの半額

になります。

○土田国木郎君 十円。

○説明員(吉國二郎君) 十五ペニッヒ

の半分軽減でございます。ですからそ

の点はドイツの方よりきつくなりま

す。率は低くなりますが、定率でござ

ります。

○土田国木郎君 大体一本の方が増収

になるわけですか。

○説明員(吉國二郎君) いや増収と申します。

○土田国木郎君 さつき外國手形の説

明で、英國だけだったが、ほかはわか

りますし、外に出ます手形も取るとい

う形になつております。いずれも外に出る手形は有利になつております。日本には課税しない。日本の外に出るものだけを課税するということになります。日本でも外國からきた手形をもう一回

本に替手形が入ります場合には、これに定率にしておく方がよろしい。

本の場合は、アメリカから輸出して日本に替手形が入ります場合には、これに定率にしておく方がよろしい。

本に替手形が入ります場合には、これに定率にしておく方がよろしい。

一、日本銀行盛岡事務所の支店昇格
に関する請願（第九五二号）

第七〇六号 昭和三十二年二月十五日受理

百円硬貨鋳造等反対に関する請願

請願者 関山県吉田郡鏡野町議

会議長 田口朔太郎外

紹介議員 秋山 長造君

大蔵省当局は一年前より生産者の窮状を察し百円硬貨発行中止を表明したにもかかわらず本年一月池田大蔵大臣は百円硬貨並びに高額紙幣の発行を

声明したが、これはみつまたの特產地圖山県鏡野町農民に対する死活の重大問題であつて、百円硬貨並びに高額紙幣の発行には絶対反対であるから善処せられたいとの請願。

第七〇七号 昭和三十二年二月十五日受理

ビール税率引下げに関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町下郷一、四一八山口県麦酒大麥生産組合連合会

紹介議員 重宗 雄三君
現行ビール税率は、極めて高率であるため消費は一般大衆化されず伸び悩みの状況にあり、従つてビール原料であるビールの作付は耕作農家の増反希望を満たすことができない実情である

第三十九号 昭和三十二年二月十五日受理
薪炭手当の免税に関する請願

薪炭手当の免税に関する請願

請願者 岩手県盛岡市議会議長 川越清治

現状において更に揮発油税の増徴は労働者にしわよせられ、労働条件の低下を招くことは必ずあるから、公益事業である自動車企業の発展を図り、當法のわく内にあるいろいろ考え方によつて課税されているため、高額給与者になればなるほど、税引手取額が減少して薪炭費を一律に支給する意味が事实上なくなるという矛盾をきたしているから、薪炭手当の特殊性を勘案されたいとの請願。

第七四九号 昭和三十二年二月十五日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合

紹介議員 小笠原三三男君 助長

該労働者が一応の労働条件を維持して旅客を安全に輸送するためにも今回の揮発油税増徴案に再検討を加えられたとの請願。

第七九二八号 昭和三十二年二月二十一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合

紹介議員 鈴木 強君 総運合会内 折居宗長

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第五部

大蔵委員会会議録第八号

昭和三十二年二月一日 【參議院】

車企業の相税能力を既に突破している現状において更に揮発油税の増徴は労働者にしわよせられ、労働条件の低下を招くことは必ずあるから、公益事業である自動車企業の発展を図り、當法のわく内にあるいろいろ考え方によつて課税されているため、高額給与者になればなるほど、税引手取額が減少して薪炭費を一律に支給する意味が事实

第七九二九号 昭和三十二年二月二十一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

一五

通することが最大の急務であり、その一例として岩手県の場合においても現在額の倍額すなわち、国民金融公庫、中小企業金融金庫、商工組合中央金庫へそれぞれ十億円の年間融資が必要であつて、これなくしては到底中小企業の振興は望めないところであるから、融資わくの増大について特段の配慮をせられたいとの請願。

第九五二号 昭和三十二年二月二十
一日受理

日本銀行盛岡事務所の支店昇格に関する請願

請願者 岩手県議会議長 内村

一三

紹介議員 鶴見 祐輔君

岩手県は、従来後進県として産業、経済とともに劣つていたが、最近国土総合開発法に基く開発が約束せられて、漸次産業、文化、経済の飛躍的発展が期待せられ、これに伴う中小企業が活潑化してきている現況であるから、本県の産業振興の推進を図るために、その中心となる日本銀行盛岡事務所を支店に昇格せられたいとの請願。